

建設事業者の皆様へ

準備は進んでいますか？

2024年（令和6年）4月1日から

建設業にも 上限規制が適用されます!!



Point

建設事業における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

時間外労働の上限規制の詳細は以下の厚生労働省のHPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

